

訪問看護サービス契約書

株式会社 ONE TEAM
訪問看護ステーション タック

訪問看護（予防訪問看護）利用契約書

利用者（以下「甲」という）と事業者（以下「乙」という）とは、訪問看護サービスの利用に関して次の通り契約を結びます。

（目的と内容）

- 第 1 条 乙は、甲に対し、介護保険、健康保険、および老人医療に係る関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう甲の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。
- 2 乙は、甲に対し、主治医の指示に基づき訪問看護計画書を作成し、甲の同意の下に訪問看護を提供します。
- 3 甲は、乙に対し、前 2 項のサービスに対する料金を支払います。

（適用公的保険）

- 第 2 条 甲は訪問看護サービスを利用する際、介護保険または医療保険の適用を原則とします。
- 2 甲が介護保険認定対象の場合、利用公的保険は介護保険を原則とします。
- 3 甲が介護保険認定対象外の状況、もしくは医療保険適用上の病状にある場合、利用公的保険は医療保険適用を原則とします。
- 4 乙は、病状及び診断面によって、適用公的保険の変更を要する場合、あらかじめその旨を口頭もしくは文書にて甲に説明するものとします。

（契約の期間）

- 第 3 条 この契約期間は、 年 月 日からとします。なお、介護保険を適用している場合は、契約期間を甲の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとし、要介護・要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護・要支援満了日までとします。
- 2 契約満了日の 7 日以上前までに甲から乙に対して契約を更新しない旨の申出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（訪問看護計画の作成・変更）

- 第 4 条 乙は、主治医の指示、甲の日常生活全般の近況及び希望を踏まえて、訪問看護計画を作成し、訪問看護計画作成後も当該実施状況の把握に努めます。
- 2 乙は、訪問看護計画は主治医の指示及び介護計画に従い、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載し、必要がある場合はその変更も行います。
- 3 乙は、訪問看護計画を作成し又は変更した際には、これを甲及びその後見人または家族に対し説明を行い、その同意を得るものとします。

（主治医との関係）

- 第 5 条 乙は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
- 2 乙は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、密接な連携を図ります。

（関係諸機関との連携）

第6条 乙は、甲に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者や主治医、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

（協力義務）

第7条 甲は、乙が甲のため訪問看護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

（苦情対応）

第8条 乙は重要事項説明書に記載の通り、甲の苦情申し立てに対し迅速かつ誠実に対応を行います。

（緊急時の対応）

第9条 乙は、現に訪問看護サービスを行っている時に甲の容態の急変が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡をとるなど必要な対策を講じます。

（費用）

第10条 乙が提供する訪問看護サービスの利用料、その他の費用は、別紙料金表に記載したとおりです。

- 2 甲が介護保険認定対象の場合、サービスの対価として利用する介護保険の利用者負担額を乙に支払います。
- 3 甲が介護保険認定対象外の状況、もしくは医療保険適用上の病状にある場合、サービスの対価として利用する健康保険及び医療保険の利用者負担額を乙に支払います。
- 4 本条2項ならびに3項に該当せず、保険外（自費）のサービスを利用する際は、診療報酬及び介護報酬に基づく額の10割を支払います。
- 5 甲は、甲が訪問看護サービスの利用をサービス提供予定の当日にキャンセルした場合、やむを得ない場合を除いて利用予定であった自己負担金額を乙に支払います。
- 6 乙は適切な訪問看護サービスを提供するにあたり、主治医、担当ケアマネージャー、調剤薬局及び担当行政に対し、情報の収集あるいは提供を行い、必要に応じてカンファレンスを実施し、甲は、それに伴う情報提供療養費、算定条件を満たした場合は在宅患者連携指導加算、在宅患者緊急時等カンファレンス加算を乙に支払います。

（契約の終了）

第11条 甲は乙に対して、1週間の予告期間を置いて通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、甲の病状変化、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 2 乙はやむを得ない事情がある場合、甲に対して1か月前の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事項に該当した場合は、甲は直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 乙が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 乙が守秘義務に反した場合
 - ③ 乙が甲やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 乙が破産した場合
- 4 次の事項に該当して場合は、乙は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約すること

ができます。

- ① 甲のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず10日以内に支払われない場合
- ② 甲又はその家族が乙やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背徳行為を行った場合

5 甲が死亡した場合、この契約は自動的に終了します。

(秘密保持)

第12条 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲およびその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

2 乙およびその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその家族に関する個人情報を用いる必要がある場合、甲に使用目的等を説明し同意を得たうえで使用します。

3 乙は、甲またはその家族が自己の個人情報について開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当社の規定に従って対応します。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、適切に対応します。

(損害賠償)

第13条 乙は、訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲及び後見人または家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

2 乙は、サービスの提供に伴って、乙の責めに帰すべき事由により甲の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、甲に対してその損害を賠償します。

3 甲は、甲の故意、過失により乙に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

(利用者代理人)

第14条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定め権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

(専属的合意管轄)

第15条 甲及び乙は、この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、乙の住所地を所轄する東京地方裁判所を第一管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第16条 この契約に定めのない事項については、医療保険及び介護保険に係る関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者は、重要事項説明書14の留意事項を守って、サービスを利用するものとする。

事業者は、重要事項説明書14の規定に該当した場合、利用者に対して相当な期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することが出来る。

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション タック	
事業所の所在地	東京都品川区北品川3丁目11番19 ラ・メール401	
指定番号	(介護) 1360990400	(医療) 7394539
管理者氏名／連絡先	平川 未来	03 (6810) 3711
サービス提供地域	東京都品川区 港区一部（港南1～5丁目、高輪1～4丁目、白金台1～5丁目、白金2丁目、芝浦4丁目）	

2 事業所の職員体制

職種	人員	備考
管理者	1名	正看護師 緩和ケア認定看護師
常勤訪問看護師	4名	正看護師 管理者含む リンパ浮腫療法士 保健師
非常勤訪問看護師	2名	正看護師 緩和ケア認定看護師 アロマケアセラピスト 皮膚排泄認定看護師
常勤訪問理学療法士	1名	理学療法士

3 営業日および営業時間

サービス種類	平日（月～金）	土曜	日曜・祝日
訪問看護	8：45～17：45	8：45～17：45	休み

注1）年末年始の12／30～1／3は休日扱いです。

注2）24時間対応体制をご利用の方につきましては、病状急変時に業務時間外も対応します。

4 提供するサービス内容

①健康状態の観察と助言	②検査・治療促進のための看護	③日常生活の看護
④身体症状緩和の看護	⑤療養環境改善の相談	⑥リハビリテーションの支援
⑦介護者の相談、支援	⑧精神・心理面への看護	⑨社会資源の利用相談
⑩認知症の看護	⑪看取り期の看護	⑫グリーフケア

注）訪問看護師ができないこと

①買い物、病院などへの付き添い

②調理、掃除、洗濯等の家事全般

③医師の指示のない看護、ケアプランにない看護（介護保険利用の場合）

上記3つの支援をお求めの方は、その他のサービスを検討する必要がありますので、ケアマネージャーにご相談下さい。

5 利用料

- (1) 訪問看護サービスの利用料とその他の費用は、別途料金表に記載したとおりです。
- (2) サービスの対価として適用する医療保険、もしくは介護保険の利用者負担額をお支払い頂きます。
- (3) 保険外（自費）のサービスを利用の際は、医療報酬又は介護報酬に基づく額の 10 割をお支払い頂きます。
- (4) 衛生材料等の販売は一切致しません。やむを得ず事業所が準備した場合は、費用の実費をお支払い頂きます。
- ＊サービス利用料は、ご指定の金融機関の口座から月 1 回の自動引き落としにてお支払い頂きます。（引き落とし日は毎月 20 日です。20 日が土日祝日に該当する場合は翌営業日に引き落としとなります）。
- ＊やむを得ず、振り込みによるお支払いをご利用される場合の振込手数料は、ご利用者様のご負担となります。

6 サービス利用の中止

- (1) ご利用者様がサービスの利用中止をする際には、速やかに所定の連絡先までご連絡下さい。
連絡先（電話）：03（6810）3711
- (2) ご利用者様の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用の前日までにご連絡下さい。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますのでご了承下さい（ただし、ご利用者様の体調の急変など、やむを得ない事情がある場合キャンセル料は不要です）。
- (3) キャンセル料は利用料 10 割負担分をお支払い頂きます。

連絡時期	キャンセル料	備考
サービス利用日の前日まで	無料	連絡は平日 8：45～17：45
サービス利用当日	利用料 100%	

7 事業所のサービスの方針

在宅療養をされるご本人様とご家族様の在宅療養生活の継続を多職種と連携し支援します。

8 緊急時の対応

サービスの提供にあたり事故、体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医救急機関、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターに連絡します。

医療機関等	病院名/主治医名： 連絡先：
緊急連絡先	氏名： 連絡先：

9 非常災害時の対応

災害時はご利用者様を安全と思われる場所への退避、および二次災害を防ぐように努めます。更に

必要であれば前緊急時の対応と同じく、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所に連絡します。

10 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応いたします。

相談窓口	名称	訪問看護ステーション タック
	電話番号	03 (6810) 3711
	FAX	03 (6810) 3712
	相談員	平川 未来
	対応時間	月～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:45

(2) 次の公的機関でも苦情申し出ができます。

介護保険相談窓口	品川区	高齢者福祉課 03 (5742) 6728
	港区	高齢者支援課介護事業者支援担当 03 (3578) 2111

東京都国保連合会 苦情相談窓口専用 ダイヤル	所在地	東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京都区政会館 10 階
	電話番号	03 (6238) 0177
	対応時間	月～金曜日（土日祝日を除く）9:00～17:00

11 損害賠償制度

当事業所は以下の損害賠償保険に加入しています。

保険会社 訪問看護事業共済会

保険種類 訪問看護事業者総合保障制度

12 当法人の概要

法人の名称	株式会社 ONE TEAM	
代表者名	代表取締役 平川 悟	
所在地	東京都品川区西大井 6 丁目 10 番地 4	
電話番号/FAX	03 (6810) 3711	03 (6810) 3712

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 平川 未来
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区役所へ通報します。

14 訪問看護サービスの利用にあたってご留意していただきたい事項

(1) 禁止行為

以下の行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解を得られない場合、契約を解除する場合があります。

- ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度で傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

15 感染症の予防及び蔓延防止について

利用者及び職員の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じます。

＊ ご本人の発熱、ご家族の発熱など体調不良があった場合は必ずご連絡ください。

（安全対策を行い訪問させていただきます。）

(2) 注意すべき感染症

- ・利用者及び職員にも感染がおり、媒介者となりうる感染症
インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染症胃腸炎（ノロウイルス感染症等）、
疥癬、結核等
- ・感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等
- ・血液、体液を介して感染する感染症
肝炎（B 型肝炎、C 型肝炎等）

(3) 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護および安全の確保等を最優先とし、迅速に掲げる措置を講じます。

(4) 感染症対策委員会の設置

(5) 職員に対する研修の実施

16 その他重要事項

- (1) 訪問を行う看護師は交代で訪問させていただきます。看護師の指名はできかねます。
- (2) 訪問時間についてはあらかじめ定めさせていただきますが、他のご利用者様の病状や交通状況により訪問時間が前後することがあります。その際は担当者よりご連絡させていただきます。
- (3) 多くのご利用者様が不安定な病状にあり、緊急の訪問や予定外の訪問を必要としています。そのため、ご利用者様に訪問日や訪問時間の変更をお願いすることがあります。
- (4) 当ステーションでは外部施設からの研修や看護大学、看護専門学校などからの実習生を受け入れております。事前にご利用者様に許可を頂いたうえで、訪問時に実習生の同行をお願いさせて頂

くことがあります。その際はご協力をお願いします。

- (5) 緊急訪問時の速やかな対応及びスタッフ間の情報共有のために、インターネット回線を利用した電子カルテシステムを導入しています。そのため訪問時にパソコンやタブレット端末等にデータ入力を行う時間を頂きます。また、端末機器の状況によっては電源をお借りすることもございます。ご理解とご協力をお願いいたします。
- (6) ご利用者またはそのご家族が自己の個人情報について、開示・訂正を求めた場合には当社の規定に従って速やかに対応します。但し、事務手数料がかかる場合があります。
- (7) 社用車、自転車での訪問となります。社用車での訪問の際は、ご自宅に駐車スペースが無い場合、近隣のコインパーキングを利用させて頂きます。その際要した駐車料金のご負担をお願いいたします。ただし、介護保険利用でサービス提供地域の方は訪問看護の費用に含まれます。
- (8) 事務的なご用件は、月～金曜日（祝日除く）の営業時間内にお電話にてご連絡下さい。
- (9) 事務所への電話は電話回線の混雑により、特に朝夕につながりにくいことがあります。お手数をかけますがその際は少し時間をおいておかけ直し下さい。
- (10) 緊急時の連絡をスムーズに行うため、ご使用になるお電話の番号非通知設定を解除して頂くか、おかけになる前に「186」を押して頂くようご協力をお願いいたします。
- (11) その他状況に応じて職員より口頭もしくは文書でお願いする場合がございます。その際は何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

利 用 者	私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認し、本訪問看護サービスの利用を申し込みます。また、重要事項に記載されたところにより必要最小限の範囲内で、個人情報を使用されることに同意します。		
	住 所	〒 ー	
	氏 名	印	
	電話番号	() ー	
予定する訪問日以外の緊急訪問体制（緊急時の関連加算を算定します）を整えることに （ 同意する ・ 同意しない ）。 ＊どちらかを選んでください。			
署 名 代 行 者 又 は 法 廷 代 理 人	私は、本人に代わり、上記署名を行いました。 理由 ☐ 私は、本人の契約意思を確認しました。（続柄） ☐ 私は、本人の法定代理人です。		
	住 所	〒 ー	
	氏 名	印	
	電話番号	() ー	

事 業 者	当事業者は、利用者の申し込みを受諾し、この契約に定める訪問看護サービスを誠実に責任をもって行います。		
	所在地	〒140-0015 東京都品川区西大井6丁目10番地4	
	名 称	株式会社 ONE TEAM	
	代表者	代表取締役 平川 悟	
	電話番号/FAX	03 (6810) 3711	03 (6810) 3712

【説明確認欄】 サービス契約の締結にあたり、利用契約および重要事項を説明しました。

説明者 年 月 日

以上のとおり、契約が成立したことを証するために、本契約書を 2 通作成し、利用者及び契約者は署名捺印の上、各 1 通ずつを保有することとします。